

意見書

平成 24 年 9 月 3 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) ひーびーか ぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまり やくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまり やくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまり やくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件(平成13年
総務省告示第395号)の一部を改正する告示案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 3 項の規定に基づく情報の開示に関する件(平成 13 年総務省告示第 395 号)の一部を改正する告示案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きりますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

今回の情報の開示に係る告示の一部改正案について、賛同します。FTTH サービスを提供するうえで、光配線区画の情報は非常に重要な情報であり、開示内容範囲が拡大されることは有益なことです。また、それらの情報は隨時確認を行えることが望ましく、今まで個別申し込みの後に調査回答と時間を要していたものが、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT 東西殿という。)HP により確認できることは重要と考えます。

しかしながら、今回の開示対象となる情報においても以下にあげるような課題が内在しています。総務省殿におかれましては、それら課題を解消すべくご対応頂きますようお願ひします。

1. 新設する開示手続き ①及び③について

(1) 戸建てと集合住宅の世帯数の区分について

平成 24 年 1 月 16 日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会(以後、接続委員会といいます。)における NTT 東西殿回答^{*1}によると、1 配線区画における平均世帯数(NTT 東日本エリア: 約 50 世帯、NTT 西日本エリア: 約 40 世帯)には「集合住宅の世帯数」が含まれています。日本の全世帯の約 42%が集合住宅^{*2}であること、電気通信事業分野における競争状況の評価^{*3}にあるように事業者や回線速度の選択が利用者自らの意思によって決定できる戸建て+ビジネス向けと違い、集合住宅向けの場合は他の居住者や管理会社の同意・許諾が必要となる等の制約があり、両市場間の供給面の事情が異なっていること等から、競争条件や競争環境等を正確に把握する上でも、戸建てと集合住宅世帯数を区別できるような形式での開示が必要と考えます。

なお、電気通信事業分野における競争状況の評価においても両市場間の供給面の事情が異なることからそれぞれ FTTH 市場の部分市場として画定しています。

(2) FTTH の契約者数が対象外であること

PSTN のマイグレーションが進み既に FTTH サービスの契約者が 2,230 万回線に達している中、NTT 東西殿の加入電話 3,135 万^{*4} の更なる減少は明らかです。そのため、市場規模を把握する観点からは、開示対象サービスがメタル回線のみでは不十分であり、FTTH サービスの契約者も開示対象に加えるべきと考えます。

また、FTTH サービスの契約者数についても集合住宅の世帯数が含まれることになりますが、上述の通り、戸建てと集合住宅を区別することは、競争条件や競争環境等を正確に把握する上で必要なことであるため、FTTH サービスに関しても収容局単位及び配線区画単位で戸建てと集合住宅世帯数での分類、さらに集合住宅世帯数については、VDSL 方式や光配線方式等の分類をした上で開示が必要と考えます。

(3)情報の開示内容について

弊社共が以前 NTT 東西殿より受領した開示内容について、配線区画住所が行政上の住居表示と相違、地番表記の混在、区画整理の住所が未反映、同一の住所において複数の配線区画が存在等、有償情報でありながらそのままの状態では活用ができない場合がありました。今回の開示内容につきましては、事業者が活用しやすい形での提供かつ効率的な運用及び低廉な費用となるよう要望します。

また、同一の住所が、複数の配線区画に跨るケースについては、当該住所が帰属する配線区画は、可能な限り明確にすべきと考えます。なお、複数の配線区画のいずれにも収容可能な場合は、事業者側で帰属する配線区画の選択を可能とすべきと考えます。

また、今回の情報開示告示内容とは直接的に関係ありませんが、分岐端末回線の敷設状況については、加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムを活用することで、おおよその状況が把握できるものの、確定的な情報ではありません。従って、配線区画毎に分岐端末回線の敷設状況を事前に HP 等で確認できるよう検討頂きたいと考えます。

なお、NTT 東西殿は、平成 24 年 2 月 16 日 接続委員会 資料^{※5}において、「既存の配線区画について適宜必要な見直しを行う考え」を述べておりますが、見直しの考え方や対象区間及び時期が示されていない状況であり、NTT 東西殿においては、実施スケジュール等の情報についても迅速かつ具体的に開示すべきと考えます。

2. 新設する開示手続き ⑤について

改正案のコロケーションの空き情報についての開示は、空きが生ずる予定時期が確定となったタイミングで行われるものと考えております。しかし、事業者のコロケーション設備の撤去が確定するタイミングは NTT 東西殿の検査後になるものと想定され、空きが生ずる予定時期は現状のタイミングと比較して大きな差はないものと思われます。従って、より予見性を高める方法として、例えば事業者のコロケーション設備の撤去工事申請時において事前通知を行うこと等が考えられます。

また、その事前通知以降、相互接続点調査及び設置申込にその事前通知内容を反映した受付を可能とし、情報が確定した時点で空き場所等を保留できるよう申込期間の短縮を図るべきと考えます。

3. その他開示対象に追加すべき項目について

弊社共は、フレッツ光ネクスト(NTT-NGN)上で新たなサービス提供を行うため、以前より NTT 東西殿に対し優先制御等のアンバンドルを求めてきましたが、議論が円滑に進展していないといった事態が発生しています。議論を加速化するためにも、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」についての弊社共意見の通り、情報開示告示の対象とすべき機能・設備や開示項目を新たに追加すべきと考えます。

なお、対象とすべき機能・設備や開示項目については事業者の意見を募集し決定する方法も考えられます。

また、開示対象外の項目においても、事業者の要望があった場合には、可能な限り情報開示を行うよう義務付けるべきと考えます。

※1 平成 24 年 1 月 16 日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 資料

【NTT 東西殿回答抜粋】

- ・当社では、50~60 世帯以上の大規模マンションの場合、当該マンションだけで 1 の光配線区画とし、それ以外の場合は、当該マンションと戸建てを合わせて 1 の光配線区画とする方針で、光配線区画を設定しています。
- ・このように、現在の光配線区画の世帯数には、マンションの世帯数も含まれていますが、これは、光配線区画とマンションを括りつけたデータベースを管理していないため、マンションを除いた光配線区画の世帯数について把握していないこと、また、マンションであってもシェアドアクセス方式での申し込みがあった場合には即応できるようにしておく必要があることから、マンションの世帯数を含めております。

※2 総務省統計局 平成 20 年住宅・土地統計調査(確報集計)結果

<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2008/10_3.htm>

※3 電気通信事業分野における競争状況の評価 2011(案) 抜粋

事業者や回線速度の選択が利用者自らの意思によって決定できる戸建て+ビジネス向けと違い、集合住宅向けの場合は他の居住者や管理会社の同意・許諾が必要となる等の制約があり、両市場間の供給面の事情が異なっていることを考慮したもの

※4 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 23 年度第 4 四半期(3 月末))

※5 平成 24 年 2 月 16 日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会 資料

【NTT 東西殿回答抜粋】

- ・また、並行して、当社としても、より効率的な設備運営を行う観点から、既存の配線区画について適宜必要な見直しを行う考えです。当社としては、他事業者が、新たに設定した他事業者向けの配線区画を利用するか、当社として効率化の観点から見直しを行った既存の配線区画を利用するかについて選択できるようにする考えです。

以上